

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレートガバナンスの基本方針は、「経営理念」に基づき、社会価値、顧客価値、株主価値、社員価値の4つの価値の総体である「企業価値」を持続的に向上させるための活動が適正に実行されることを確保することを目的としております。

「経営理念」は、当社のホームページに掲載しております。

<https://www.mri.co.jp/company/policy/philosophy/index.html>

当社は、コーポレートガバナンス・コードのそれぞれの原則に従うことを基本方針とすることで、企業の継続的な発展を図るとともに、高い企業倫理を確立し、社会的信用を獲得するよう努めてまいります。

当社は、取締役総数の3分の1以上を社外取締役、監査役の過半数を社外監査役とし、「社外の視点」を積極的に経営に活かしております。業務執行は、取締役会が定めた経営の基本方針に基づいて、経営会議で決定し、執行役員が実施しておりますが、重要事項決定に当たっては、経営会議付議前に各種社内委員会に諮問を行っております。

また、当社は、傘下に重要な子会社である三菱総研DCS株式会社をはじめとする子会社、関連会社を有する企業グループとして、「行動規準」、「三菱総合研究所コーポレートガバナンス・ガイドライン」及び「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」を共有し、基本的な価値観や倫理観として尊重しております。

「行動規準」及び「コーポレートガバナンス・ガイドライン」は当社のホームページに、「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」は本報告書内「IV 内部統制システム等に関する事項」に掲載しております。

行動規準: <https://www.mri.co.jp/company/sustainability/governance/guideline.html>

コーポレートガバナンス・ガイドライン: https://www.mri.co.jp/company/sustainability/governance/dia6ou000000c5vx-att/01_governance_guideline_181201_jpn.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、当社が定めた「三菱総合研究所コーポレートガバナンス・ガイドライン」に則り、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

（原則1-4 政策保有株式）

〔政策保有の方針〕

当社は、上場株式を政策保有するに際しては、業務の連携・補完、取引関係の維持・伸展、将来に向けた事業育成等、当社事業に対する中長期的な効果と株式投資に伴うリスク・リターン等を総合的に勘案し、審議を尽くしたうえで決定しております。政策保有目的に不適と判断した株式については、できる限り速やかに処分・縮減します。

取締役会は、政策保有株式に関し、出資先の事業の状況、投資のリスク・リターン等を定期的に確認し、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証しております。

〔議決権行使基準〕

政策保有株式に係る議決権は、政策保有の目的達成に資することを基本としつつ、投資のリスク・リターン等を総合的に勘案して行使しております。株主価値を毀損する議案に対しては、慎重な判断のうえ議決権を行使します。

（原則1-7 関連当事者間の取引）

当社は、関連当事者間の取引については、取締役会規則の定めにより、該当する場合は当該取締役を特別利害関係人として除外した上で取締役会において決議しております。また、当社の全ての役員に対して、関連当事者間取引を把握するためのアンケート調査を実施するなど、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

当社は、月次で取締役の重要な兼任先との取引実績をフォローし、利益相反取引の有無を確認する体制を整備しております。

（原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮）

当社は、社員一人ひとりのライフプランに応じた自由な資産形成を支援するため、確定拠出年金制度を採用しております。

専門機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に管理運営を依頼し、社員には研修を利用した加入者教育や、選択式ライフプラン制度の利用推奨等の働きかけを行っております。

（原則3-1 情報開示の充実）

（i）経営理念、中期経営計画

当社は、経営理念及び中期経営計画を策定し、公表しております。

「経営理念」及び「中期経営計画」は、当社のホームページに掲載しております。

経営理念: <https://www.mri.co.jp/company/policy/philosophy/index.html>

中期経営計画: <https://www.mri.co.jp/company/policy/plan/index.html>

（ii）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスにかかる基本的な考え方と方針は、本報告書I-1をご参照ください。

(iii) 役員報酬等の決定に関する方針

当社の役員報酬の決定方針・手続は以下のとおりとしております。

(1) 取締役報酬限度額を株主総会決議で定め、その範囲内で取締役会で定めた「役員報酬規則」に基づき決定しております。

(2) 原則として役員賞与は支給しません。

(3) 役員報酬は、基礎報酬と変動報酬で構成しています。基礎報酬は、役位及び職務の内容を勘案した相応額とし、変動報酬は、長期的な株主価値の創造に資することを目的として、業績目標の達成度に連動させております。

(iv) 取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・選解任方針と手続

取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は以下のとおりとしております。

[社外取締役・社外監査役の選任方針]

当社の経営に対して、社外の第三者の視点に立った厳格な監視・助言が可能な経験や能力・資質を有する人材を選任します。

[取締役・監査役の選任方針]

経営理念の実践を常に心がけ、取締役・監査役として必要な見識、高い倫理観、経験、能力・資質を有する人材を選任します。

[取締役・監査役の解任方針]

選任方針に合致しなくなった人材については解任とします。

[取締役・監査役の選解任手続]

法令の規定に従い、取締役会にて候補者を決定し、株主総会で選解任します。なお、監査役候補者については、事前に監査役会の同意を得ます。

(v) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明

当社は、株主総会参考書類において、社外取締役・社外監査役候補者の選解任・指名の理由に加え、社内の取締役・監査役候補者についても個々の選解任・指名の理由を開示しております。詳細については、当社のホームページに掲載の「定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、以下URLをご参照ください。

<https://ir.mri.co.jp/ja/stock/meeting.html>

(補充原則4-1-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲)

取締役会は、取締役会規則に従い、法定事項・定款所定事項等の重要な業務執行の決定を行うとともに、職制規則、分掌規則、職務権限規則等により権限を明確に定め、代表取締役、取締役、執行役員、本部長等の意思決定者に委任しております。

(原則4-8 独立社外取締役の有効な活用)

取締役7名中3名が独立性基準を満たす独立社外取締役であり、当社は既に3分の1以上の独立社外取締役を選任しております。

(原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準)

社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、当社コーポレートガバナンス・ガイドライン第26条で定める基準に基づき、当社の経営に対して社外の第三者の視点に立った厳格な監視・助言が可能な経験や能力・資質を有する人材を選任しております。

(補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模を考慮し、経験豊富な人材を確保しております。

経営における監督と執行を分離し、取締役総数の半数以上を社外取締役を含む非業務執行取締役としております。(取締役選任に関する方針・手続は原則3-1(iv)をご参照ください。)

(補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況)

取締役・監査役の兼任状況は、株主総会関係書類及びコーポレートガバナンス報告書等で開示しております。

(補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価)

当社は、取締役会の実効性を高めるために、ガバナンス諮問委員会においてレビューを行い、その結果をもとに取締役会で実効性を分析・評価し、運営の改善を図っています。

本年の分析・評価の結果、当社取締役会は、自由闊達で建設的な意見交換がなされ、監督機能を発揮する体制が十分に整備されており、適切にその機能を果たしていることが確認されました。また、昨年の分析・評価の結果を踏まえ、取締役会資料・社外役員への情報提供では、データの提示や資料のビジュアル化に加え、担当役員、本部長などが詳細な説明を行い理解の向上につとめた結果、着実に進化していることが確認されました。

一方で、取締役会の実効性をさらに向上させるためには、継続的にグループガバナンスの強化に努めていくこと、後継者計画への関与等が重要と認識しております。

当社は、こうした認識に基づき、今後とも継続的に取締役会の実効性向上に取り組んでまいります。

(補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング方針)

当社の取締役及び監査役のトレーニング方針は以下のとおりとしております。

(1) 当社は、取締役及び監査役がその役割・責務を実効的に果たすために必要十分な社内体制を整備します。

(2) 当社は、取締役及び監査役に対し、就任時及び就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識等、その求められる役割を果たすために必要な手段と機会を提供します。

(3) 当社は、社外役員に社内の情報を十分に共有する体制を構築します。

(4) 当社は、社外役員に対し、当社の経営理念、企業文化への理解促進を図るとともに、経営環境等について継続的に情報提供を行います。

(5) 当社は、役員相互での情報共有、意見交換を充実させるための環境を整備します。

(6) 当社は、社外役員がその役割を果たすために必要な費用を負担します。

(原則5-1 株主及び投資家との建設的な対話に関する方針)

(1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するため株主及び投資家との建設的な対話を行うよう努めております。建設的な対話を目的とする株主及び投資家からの面談の申込みに対しては、必要に応じて取締役等が対応することとしております。

(2) 当社は、株主及び投資家との建設的な対話を実現するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりとしております。

ア. 株主及び投資家との対話を統括する役員として、IRを統括する役員を指定し、対話を補助するIR、経営企画、総務、広報等の所管部署間での十分な情報共有を通じて、有機的な連携を確保します。

イ. 当社に対する理解の促進を図るため、投資家向けの説明会、代表取締役等とのミーティング、投資家訪問等を能動的に実施します。また、理

解促進のツールとして、三菱総研グループレポート、株主総会関係書類、決算説明資料等を作成のうえ、株主及び投資家に提供するよう努めております。

ウ. 投資家との対話や株主へのアンケート調査を通じて得られた意見・要望は、IR所管部署で分析のうえ、代表取締役及び担当役員等にフィードバックします。

(3) 当社の中期経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標及び目標実現のための施策の要旨を開示します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事(株)	975,076	5.93
三菱重工業(株)	975,000	5.93
三菱電機(株)	902,200	5.49
三菱ケミカル(株)	834,000	5.07
三菱総合研究所グループ従業員持株会	732,380	4.45
三菱マテリアル(株)	698,300	4.25
三菱UFJ信託銀行(株)	598,574	3.64
三菱地所(株)	598,500	3.64
AGC(株)	598,500	3.64
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	586,100	3.56

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
畔柳信雄	他の会社の出身者								△			
佃 和夫	他の会社の出身者								△			
坂東眞理子	その他											○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畔柳信雄	○	(株)三菱UFJ銀行特別顧問 当社は同行から業務を受託する取引があります。	長年にわたる金融機関の経営者としての幅広い経験に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。 また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。
佃 和夫	○	三菱重工業(株)相談役 当社は同社から業務を受託する取引があります。	長年にわたる製造業の経営者としての豊富な経験に基づき、当社社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていること。 また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。

			準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。
坂東真理子	○	学校法人昭和女子大学理事長 昭和女子大学総長	長年にわたる行政活動を通じた多様な経験と教育者としての幅広い見識に基づき、当社社外取締役として業務執行者に対する監督等、適切な役割を期待できること。 また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス諮問委員会	8	0	4	4	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	ガバナンス諮問委員会	8	0	4	4	0	0	社内取締役

補足説明

■ガバナンス諮問委員会
 ＜開催頻度＞
 原則として年2回

＜委員の構成＞
 大森京太（議長 取締役会長）、森崎 孝、吉川恵章、松下岳彦、畔柳信雄、佐々木幹夫、佃 和夫、坂東真理子
 ※畔柳信雄、佃 和夫、坂東真理子は社外取締役であります。

＜主な討議テーマ＞
 ・役員の選任・解任
 ・役員報酬
 ・取締役会の実効性に関する分析・評価 等の重要事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

2019年9月期においては、監査役は会計監査人との会合を12回開催し、会計監査人の監査体制の確認、互いの監査計画の説明、会計監査等の実施状況並びに報告の聴取等を実施しております。
 また、監査役は監査室と原則として月次の会合を開催し、内部監査体制の確認、互いの監査計画の説明、監査の進捗状況の説明等を実施しております。加えて監査役は内部監査結果の報告を随時受けており、2019年9月期には報告会が24回開催されております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松宮俊彦	公認会計士										△			
松尾憲治	他の会社の出身者										△			
石原邦夫	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松宮俊彦	○	松宮俊彦公認会計士事務所代表 同氏は過去に有限責任監査法人トーマツのパートナーを務めており、当社は同監査法人へ業務を委託する取引があります。なお、同氏が同監査法人在籍時に、当社の監査に直接関与した実績はありません。	公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監査等、適切な役割を果たしていること。 また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。
松尾憲治	○	明治安田生命保険(相)特別顧問 当社は同社から業務を受託する取引があります。	長年にわたる生命保険会社の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監査等、適切な役割を果たしていること。 また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。
石原邦夫	○	東京海上日動火災保険㈱相談役 当社は同社から業務を受託する取引があります。	長年にわたる損害保険会社の経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社社外監査役として業務執行に対する監査等、適切な役割を期待できること。 また、東京証券取引所が定める「独立性基準」及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たし、一般株主と利益相反が生じるおそれがないこと。

【独立役員関係】

独立役員の数	6 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社は、2016年12月19日開催の第47回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、非業務執行取締役及び国外居住者を除く。）並びに委任契約を締結している執行役員及び研究理事（国外居住者を除く。）を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度を導入することを決議し、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

2019年9月期の取締役の報酬等の総額は、取締役8名に対し206百万円、うち社外取締役3名に対し18百万円です。
なお、取締役の報酬等の総額には、業績連動型株式報酬引当金39百万円を含んでおります。
（注）
1. 取締役報酬限度額（年額）は600百万円となっております（2007年12月14日開催の第38回定時株主総会決議）。
2. 業績連動型株式報酬限度額（2017年9月期から2020年9月期までの4事業年度対象）は合計600百万円となっております（2016年12月19日開催の第47回定時株主総会決議）。
3. 役員賞与はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員報酬は以下の基本方針に基づくものとし、具体的にはガバナンス諮問委員会での審議を経て、取締役については取締役会にて、監査役については監査役の協議にて、それぞれ決定しております。

（役員報酬の基本方針）
・株主の負託に応じて経営方針を実現するために、各役員の職務執行への動機付けを導くことができる公正な報酬体系とする。
・透明性、公正性及び合理性を備えた適切なプロセスを経て決定することにより、ステークホルダーに対する説明責任を担保する。
・当社の継続的な成長に不可欠で有為な人材を確保し、長期にわたって惹きつけられる水準を目指す。

■社内取締役については、基礎報酬：変動報酬（金銭報酬）：変動報酬（株式報酬）＝5：3：2を報酬の基本構成とし、具体的には以下の通り支給するものとしております。

＜基礎報酬＞
各取締役の役位及び職務の内容を勘案し、相応な金額を決定しております。

＜変動報酬（金銭報酬）＞
毎事業年度における[連結売上高、親会社株主に帰属する当期純利益の達成度等]に基づき、基準支給額に対して0～150%の範囲で支給率を決定し、金銭報酬を支給しております。

＜変動報酬（株式報酬）＞
毎事業年度における[親会社株主に帰属する当期純利益の達成度、時価総額のTOPIXに対する上昇率等]に基づき、基準支給額に対して0～150%の範囲で支給率を決定、当該支給額をポイント化・累積し、退任時にポイントに応じた株式報酬を支給することとしております。

■社外取締役及び非業務執行取締役については、業務執行から独立した立場であることを鑑み、基礎報酬のみとしております。
■監査役については、独立性の確保の観点から基礎報酬のみとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては総務人事部が、社外監査役に対しては監査役室（専任のスタッフ）がそれぞれ必要なサポートを行っております。取締役会の開催に際しては、会議議案の事前説明、各種情報提供などを行っております。
また、内部統制担当役員及び内部監査担当役員が、それぞれ当該業務の状況を取締役会、監査役会に報告しております。社外取締役及び社外監査役は、取締役会、監査役会において、それぞれの経験・識見等に基づき、中立かつ客観的観点から必要な発言を行っており、こうした質疑等を通じて、直接・間接的に、内部監査、監査役監査、会計監査と連携して、内部統制所管部署の業務執行に対する監督や牽制機能を果たしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	2 名
--------------------------	-----

その他の事項

当社は、ガバナンス諮問委員会の審議を経て、2018年12月に会長・社長経験者が就任する「相談役・特別顧問」制度を改定しました。新制度は、相談役を廃止するとともに、会長・社長経験者を財界活動や社会貢献活動等の対外活動に従事する場合に、特別顧問とする制度としております。

- ・特別顧問の任期は、活動状況等を踏まえて1年毎に更新、最長で4年間とします。
- ・特別顧問が当社にとって重要な対外活動を行う場合、その職務に見合った報酬として年間 18 百万円を上限に支給します。
- ・特別顧問は経営の意思決定には関与せず、経営陣による定例報告等も実施しません。
- ・新制度前の特別顧問には、一定の移行措置を講じる場合があります。

特別顧問退任後、引き続き対外活動に必要な場合は、名誉顧問の呼称を使用することがあります。名誉顧問は無報酬とします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.会社の機関の内容

(1)取締役会・役員体制

当社の取締役会は、経営の意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督する権限を有しておりますが、公明正大な企業活動を通じて、社会・顧客及び株主の皆様の期待に応えるため、「I 1.基本的な考え方」にも記載のとおり、取締役8名のうち3名を社外取締役としております。

＜取締役会構成員＞

大森京太(議長 取締役会長)、森崎 孝、吉川恵章、松下岳彦、畔柳信雄、佐々木幹夫、佃 和夫、坂東眞理子
 ※畔柳信雄、佃 和夫、坂東眞理子は社外取締役であります。

また、男性7名、女性1名で構成されております。なお、社外取締役の役割・機能については、現在の社外取締役3名のうち2名は他企業の経営の経験者、1名は教育関係者であり、それぞれの立場・経験・知見に基づいた広い視野から経営の意思決定と、監視を可能とする体制を構築しております。

業務執行は執行役員8名を選任し、経営と執行を分離することにより、効率的で的確な意思決定と業務遂行責任の明確化を図っております。

また、取締役会の諮問機関としてガバナンス諮問委員会を設置しており、取締役会は、役員の選任・解任、役員報酬並びに取締役会の実効性分析・評価等について意見を求めることができます。

＜ガバナンス諮問委員会構成員＞

大森京太(議長 取締役会長)、森崎 孝、吉川恵章、松下岳彦、畔柳信雄、佐々木幹夫、佃 和夫、坂東眞理子
 ※畔柳信雄、佃 和夫、坂東眞理子は社外取締役であります。

(2)監査役会・監査役

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社を採用しております。監査役会は監査役5名(うち社外監査役3名)で構成されております。また、男性5名、女性0名で構成されております。監査役は、株主総会や取締役会への出席、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受などの法律上の権利行使を行うほか、常勤監査役は、経営会議や社内委員会などの重要な会議への出席や、内部監査結果の報告收受などを行い、その結果を監査役全員に共有することにより、実効性のある監査を実施しております。

また、監査役の機能強化に係る取組み状況については、「II 1.機関構成・組織運営等に係る事項」の【監査役関係】の「監査役と会計監査人の連携状況」、「監査役と内部監査部門の連携状況」及び「社外監査役の選任状況」、並びに【社外監査役のサポート体制】に記載しておりますのでご参照ください。

(3)経営会議・執行役員会議

経営会議は、業務執行取締役、役付執行役員及び部門長で構成されており、原則として毎週水曜日に定例開催するほか、必要に応じて臨時開催することで、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する全般的な重要事項を協議決定しております。なお、経営会議には常勤監査役が毎回参加し、モニタリングしております。

執行役員会議は業務執行取締役、執行役員及び研究理事によって構成されており、原則として毎月1回定期開催しております。執行役員会議では、業務執行取締役は取締役会を代表して執行役員の業務執行状況を把握し、取締役会の指示、決定事項を執行役員に伝達し、社長は執行役員に経営の現状を説明するほか、各執行役員に必要な指示を行い、その他の執行役員、研究理事は、自己の業務執行又は遂行状況の報告を行っております。

(4)各種社内委員会

当社は、経営会議の諮問機関として各種社内委員会を設置しております。

経営戦略、連結経営、内部統制、情報システム、研究開発、人事、懲戒、大型プロジェクトの受注等経営の重要事項については、役員を委員長とするこれら社内委員会が十分に討議を尽くしたうえで、経営会議に付議することにより、透明性や牽制機能を確保するとともに、特定ラインのみによらない広い視野からの各種施策決定を可能としております。

(5)グループ内部統制

当社は、三菱総研DCS株式会社をはじめ子会社、関連会社を有しております。企業グループとして「行動規準」、「三菱総合研究所コーポレートガバナンス・ガイドライン」及び「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)」の趣旨の共有化を図り、徹底することにより、グループとしての企業価値の向上と業務の適正さを確保しております。

これに加えて、特に重要な子会社である三菱総研DCS株式会社とは同社経営の重要事項については当社との事前協議を必要とする旨の経営管理契約を締結するとともに、連結経営委員会を設置し、経営状況を代表取締役が定期的に確認する体制を構築しております。

また、内部監査部門の業務監査により、グループ各社の業務の適正さを確保し、法令違反不正行為の抑止、未然防止を図る体制を整備しております。

2.内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、社長直轄の組織である監査室が、スタッフ5名で担当しており、内部監査規則に従い、業務監査、会計監査、システム監査等

を実施しております。監査室は、当社、子会社について、三菱総研DCS株式会社の監査部とも連携のうえで監査を実施しております。
当社の監査役監査は、監査役5名(常勤監査役2名、非常勤である社外監査役3名)が、監査役会規則、監査役監査基準の規定に従い、監査計画を策定し、書類の閲覧・重要会議への出席・ヒアリング等の手法により監査を実施しております。
なお、監査室、監査役、会計監査人、子会社の監査部及び監査役間での緊密な連携を保つため、定期的に連絡会を開催するなど積極的に情報交換を行うことで、監査環境を整備し、監査の有効性・効率性を高めております。
また、内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制所管部署との関係は、監査室、監査役、会計監査人が内部統制所管部署に対して独立した立場で監査を実施し、内部統制所管部署はそれらの監査が効率的かつ適切に実施されるよう、協力する関係にあります。

3.会計監査

当社の会計監査業務は、有限責任監査法人トーマツに所属する公認会計士が執行しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状のガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由については、「I 1.基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。
なお、社外取締役の役割・機能については、上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」の「1.(1)取締役会・役員体制」に記載しておりますのでご参照ください。

III株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	12月第3週に開催
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を採用
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームへ参加
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を作成し、当社ホームページに掲載
その他	当社ホームページ上に招集通知を早期(発送前)掲載

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループでは、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、適時、適正、公正かつ公平に重要情報の開示を行います。 情報開示方針は当社のホームページに公表しており、併せてIRポリシーも公表しています。 情報開示方針: https://www.mri.co.jp/company/sustainability/governance/corporate-governance.html IRポリシー: https://ir.mri.co.jp/ja/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家・アナリストの皆様を対象とした決算説明会を、半期に1回、本決算と第2四半期決算時に開催し、代表取締役社長から業績、中期経営計画などの説明を行っております。 なお、英語版の投資家情報ページも公開しています (https://ir.mri.co.jp/en/index.html)。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの投資家情報(https://ir.mri.co.jp/ja/index.html)に、適時開示資料、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書などの各種資料を即日掲載し、多くの株主・投資家の皆様が必要な情報を手軽に入手できるように努めております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室を設置し、専従スタッフがIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSR基本方針として「知の提供による社会貢献」、「人材育成に対する社会貢献」、「企業としての社会的責任の遂行」の3つを掲げております。また、三菱総研グループレポートにおいて、社会、お客様、株主様、ビジネス・パートナー、社員など、さまざまなステークホルダーに対する責任を果たすための取組みについて記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、シンクタンク・コンサルティングサービス、ITサービスの事業活動(プロジェクトの実施)、社会への情報発信を通じて、環境経営、CSR経営を推進し、持続可能な社会の構築を目指しております。 当社は工場等の生産設備を持たないため、事業所内活動による環境影響よりも、本業である、プロジェクトの実施における環境配慮の提案やソリューション提供、社会への情報発信によって、お客様や社会に大きな環境影響を与えております。それらの環境影響のほとんどは好影響であると認識しておりますが、悪影響を及ぼすプロジェクトについては、その悪影響を少しでも改善する提案を行うよう研究員一人ひとりが心掛けております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループでは、株主・投資家の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーに対し、適時、適正、公正かつ公平に重要情報の開示を行うことを基本方針としています。

その他

当社は、「多彩な個性による総合力の発揮」を経営理念としており、すべての人がワークライフ・バランスを保ち、生き活きと働ける環境整備を進めています。

ダイバーシティへの取り組みは、その中でも重要な経営テーマとして位置付け、取り組んでいます。女性の活躍については、経団連に「女性の役員・管理職登用に関する自主行動計画」を提出しているほか、取り組みの成果として2016年に厚生労働大臣から、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業として、最高位である3段階目の「えるぼし」に認定されました。また、社内においてもマネジャー層を対象とした研修の実施、社外会議への社員の派遣など、施策の実効性を高める取り組みを実施しています。当社グループは、すべての人財が「ユニバーサルに働ける環境」の実現を目指してまいります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【業務の適正を確保するための体制】

当社は会社法及び会社法施行規則の規定に則り、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備について以下のとおり取締役会において決議しております。なお、グループリスク管理体制強化の観点から、2019年11月18日付で変更決議をしております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「行動規準」を制定する。
- (2) 「取締役会規則」、「コンプライアンスに係る規則」等各種社内規則の制定及び周知徹底を通じて、役職員が法令等を遵守するための体制を整備する。
- (3) コンプライアンスを所管する役員及び統括部署を設置し、各部署にコンプライアンス担当その他必要な人員配置を行い、使用人に対する適切な教育研修体制を構築する。
- (4) コンプライアンスに係る内部通報・相談制度を設ける。
- (5) 役職員の職務執行の適切性を検証するため、社長直轄の監査室を設置する。監査室は、「内部監査規則」に従い、必要に応じ、監査役及び監査法人との間で協力関係を構築し、効率的な内部監査を実施する。
- (6) 反社会的な勢力には毅然とした態度で臨み、いかなる便益も供与せず、一切の関係を遮断し、そのために必要となる取引の防止及び対応に係る規程、組織等の整備を行う。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会及び経営会議等の職務の執行に係る重要な文書の取扱い、「取締役会規則」、「経営会議規則」、「文書管理規則」及び「情報セキュリティ管理規則」に従い、適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施する。
- (2) 監査役が求めたときは、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を閲覧に供し又は謄本を提供する。
- (3) 秘密情報、個人情報等の情報セキュリティを一元的に所管する役員及び統括部署を設置し、各部署責任者と連携し、情報資産全般にわたる一元的・包括的管理体制の構築とその継続的改善により情報セキュリティを確保する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規則」を制定し、日常の業務遂行から生じる多様なリスクを可能な限り未然に防止することを第一義とするとともに、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
- (2) 大地震等の重大危機発生時に備えて、関係者の安全や社会への貢献にも十分に配慮の上、迅速な事業継続及び通常機能の回復に必要な体制や計画、マニュアル類を整備し、その継続的改善により危機対応力を確保する。
- (3) リスクの特定、計測、コントロール及びモニタリングからなるリスク管理プロセスである総合リスクマネジメントシステム（Advanced Risk Management System：以下「ARMS」）を当社グループ各社に導入するとともに、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、リスクベース・アプローチによる効果的なリスク管理を行う。
- (4) リスク管理を所管する役員及び統括部署を設置し、各部署にリスクマネジメント担当その他必要な人員配置を行い、リスクを管理するための委員会を設置する。
 - ・投融資や重要な社内制度の新設改廃等を審査する委員会
 - ・コンプライアンス及びリスク管理に関する委員会
 - ・大規模プロジェクトの受注に係るリスクを評価し、受注の適否を審査する委員会
 - ・情報システムの整備に関する委員会
- (5) 特に、ソリューション案件においては、SIプロジェクト標準手順を導入し、対象プロジェクトの事前チェック及びプロセスレビューを行うことで、システム開発を伴うSIプロジェクトのリスク管理を徹底する体制を整備する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は定時開催のほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、適切な職務遂行に支障を来さぬ体制を確保する。
- (2) 経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会付議事項を事前に検討する。また、経営会議の諮問機関として各種の委員会を設置する。
- (3) 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、日常の職務遂行に際しては、「職務権限規則」、「分掌規則」等に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- (4) 経営目標の達成管理を適切に行うため、計数的な予実管理をはじめ個別施策の達成状況については継続的に検証し、その結果を反映する体制を整備する。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における企業価値向上及び業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社において、「経営理念」及び「行動規準」の趣旨の共有を図り、内部通報・相談制度を導入すること等のコンプライアンス体制を定めることにより、当社グループ各社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- (2) 当社と当社グループ各社間の管理・報告体制及び当社グループ各社の効率的な経営を確保するための体制として以下を実施することにより、当社グループとしての企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - ・重要な子会社のうち大会社である三菱総研DCS株式会社（以下「DCS」）に対しては、役員派遣及び管理担当部署の設置を行うほか、同社との間で連結経営委員会を設置する。また、同社とは同社経営の重要事項を当社と事前協議しなければならない旨の経営管理契約を締結するとともに、代表取締役が同社の経営状況を定期的に確認する。
 - ・DCS以外の当社グループ各社に対しては、当社又はDCSにおいて、役員派遣及び管理担当部署の設置等を行う。
 - ・内部監査部門が当社グループ各社に対して業務監査を行う。
- (3) リスクの特定、計測、コントロール及びモニタリングからなるリスク管理プロセスであるARMSを導入すること等により、当社グループ全体のリスクを管理する。
- (4) 当社及び当社グループ各社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、当社の社会的な説明責任と公共的な使命を十分認識し、当社の株主や投資家をはじめとする利害関係者に対して公表する財務報告の信頼性を確保するとともに、財務報告の適正性を確保するための内部統制を構築する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くこと並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を設置し監査役会の指揮のもとに置く。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事等当該使用人の独立性に関する事項については、監査役会の意向を尊重する。また、当該使用人は監査役会事務局の専任として配置する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1)取締役及び使用人は、監査役に対して以下の事項を報告する。

- ・取締役会及び経営会議で決議又は報告された事項
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
- ・内部監査の実施状況及びその結果
- ・不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
- ・内部通報・相談の状況及び通報・相談された事案の内容
- ・その他監査役が報告を求める事項

(2)取締役及び使用人は、子会社の取締役、監査役及び使用人から当社グループ各社の状況に係る重要な事項の報告を受け、これを監査役に対して報告する。

(3)当社及び当社グループ各社は、監査役に対する報告をした者(内部通報・相談制度により通報をした者を含む。)に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査役の職務の執行について生ずる費用は、監査役の請求に従い会社法の定めに基づいて会社が負担する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役及び内部監査実施部署は、監査役と定期的に意見交換を行う。

(2)監査役が取締役会に出席し、常勤監査役が経営会議に出席するほか、投融资や重要な社内制度の新設改廃等を審査する委員会及び大規模プロジェクトの受注に係るリスクを評価し、受注の適否を審査する委員会その他重要な社内の委員会にオブザーバーとして出席することにより、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供が可能な体制を構築する。

(3)取締役、執行役員及び使用人は、監査役からの調査又はヒアリング依頼に対し、協力するものとする。

(4)その他、取締役、執行役員及び使用人は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に定めのある事項を尊重する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、内部統制システムの運用状況を毎年定期的に取締役会に報告し、必要に応じて見直しを行っております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)経営理念及び行動規準等を周知徹底し、コンプライアンスに関する教育を社内研修等の必修項目として実施するとともに、社員向けアンケートでコンプライアンスに関する遵守状況を確認しております。

(2)コンプライアンスに係る内部通報・相談制度を設け、社外弁護士を含む複数の窓口を設置し、通報者保護を社内規則に明記しております。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役会関連文書等は、取締役会規則、情報セキュリティ管理規則その他社内規則に従い適切に管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)ARMSIに基づき、月次でリスクモニタリングを実施するとともに、有事においては第一報の受領後円滑に危機管理体制に移行する仕組み(事業継続マニュアル等の整備を含む。)を構築しております。

(2)当事業年度は、より能動的なリスク管理の推進を図るため、リスクモニタリングについて、報告型から予兆感知型に転換しております。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)当事業年度は、取締役会を10回実際に開催し、会社法第370条に基づく書面による決議を1回行い、同法第372条に基づく書面による報告を2回行っております。

(2)取締役会から経営会議への委任、経営会議から委員会への諮問及び職制ごとの業務の分担等を、社内規則として整備の上運用することにより、取締役と各種会議体及び職制との連携による職務執行を効率化し、経営目標の達成管理を適切に行っております。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団における企業価値向上及び業務の適正を確保するための体制

(1)当社グループ各社において、内部通報・相談制度を導入し外部通報先の一元化を行うなど、当社グループ全体としてのコンプライアンス体制を構築しております。

(2)DCSに関しては、連結経営に係る重要事項について、連結経営委員会で密接に協議するとともに経営管理契約に基づき当社の事前承認等の対象とすることで、連携及び監督を強化しております。

(3)DCS以外の子会社に関しては、派遣役員及び管理担当部署を通して必要な指導及び監督を行うほか、必要に応じて、月次の業況報告及び連絡会議等を通して経営状況の適切な把握に努めております。

(4)当社グループ各社に対して、月次でリスクモニタリングを実施し関係者で情報共有する等、当社グループ全体としてのリスク管理体制を構築しております。

(5)子会社が受託した大型システム開発において品質改善対応が必要となる案件が前事業年度に発生したことを受け、当事業年度は、社内調査委員会を通じた根本原因の究明を実施し、適切な再発防止策を講じるとともに、役員派遣(代表取締役社長の派遣を含む。)及び相互交流人事を決定し、連携強化を図っております。

(6)このほか、毎事業年度、内部監査計画に基づいて当社グループ各社に対する各種監査を実施しております。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役の職務を補助する専任の組織として監査役室を置き、その人事等は監査役と協議して決定した上で、監査役会の指揮に基づき監査役会の運営にあたらせております。

(2)監査役は、取締役会及び経営会議等により当社及び当社グループ各社の状況に関する必要な情報を得た上で、当社の内部統制関連部署の長と定期的に会合するほか、DCSの監査役と定期的に会合し、当社グループ全体における監査の実効性を確保しております。

(3)当社及び当社グループ各社において、監査役に対する報告をした者(内部通報・相談制度により通報をした者を含む。)に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない方針を徹底しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方(基本方針)

当社は、当社及びグループ各社が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)社内規則の整備状況

当社グループでは、反社会的勢力との関係遮断について、内部統制システムに関する基本方針及び行動規準に定め、その具体的な内容を社内規則に定めております。

(2)対応総括責任者、管轄部署、各部対応者

総括責任者をコンプライアンス担当役員とし、対応決定を行っております。また、管轄部署として、法務・コンプライアンス室において、通報相談窓口、反社会的勢力との対応主担当、問題発生部署の対応支援等を行っております。

さらに、各部担当者をコンプライアンス担当とし、所属部署のモニタリング、管轄部署との連絡窓口を行っております。

(3)外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、暴力追放相談センター、民暴対策弁護士、丸の内地区特殊暴力防止対策協議会会員等との連携をとりながら対応を進めます。

(4)対応マニュアル・標準契約書式の整備状況

以下の点について取りまとめたマニュアルを作成しております。

- ・反社対応の心構えと社内体制
- ・反社の種類、特徴
- ・反社に对应せざるを得なくなった場合の注意点等

また、当社各標準契約書式に、反社会的勢力との関係が判明した場合の解約条項を追加しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は以下のとおりです。

1. 基本方針

当社では、当社の定める「適時開示規則」に基づき、当社ならびにグループ各社の会社情報を、株主や投資家等のステークホルダーに対して、適時・適切に情報開示することとしております。

情報開示の基本方針（「適時開示規則」より抜粋）

- (1) 常に社会的な説明責任を果たしうる公明正大な企業活動を行い、法令を遵守するとともに、社会的規範も尊重する当社グループの「行動規準」に則り、取引所の適時開示関係規則を遵守します。
- (2) 取引所の適時開示関係規則に従い、適時・適切な会社情報の開示が、健全な資本市場形成の根幹をなすものであることを認識し、常に当社の株主や投資家をはじめとする利害関係者に対して、適時、適正、公正かつ公平に重要情報の開示を行います。
- (3) 取引所の適時開示関係規則に規定される重要情報のほか、当社グループを広く社会に理解させ、適切な企業価値の評価に資するために有効な情報についても、積極的に、わかりやすく開示します。

2. 教育

適時開示については、当社の定める「インサイダー取引防止規則」の徹底遵守とあわせて、説明会やe-ラーニングなどを通じた教育及び周知徹底を図っております。また、「適時開示業務手順書」を整備し、適時開示の実務に携わる全ての社員に適時開示の体制や手順を周知徹底しております。

3. 当社に関する決定事実、発生事実、決算情報について

東京証券取引所の適時開示項目ごとに、社内規則に照らした所管部署を規定しております。これにより、適時開示に係る重要情報について所管部署が適宜情報収集を行い、情報開示責任部署であるIR室に重要情報を一元集約することで、適時・適切な開示を行う体制としております。

(1) 決定事実

当社の決定事実については、所管部署と情報開示責任部署が連携して適時開示要否を一次判断し、情報取扱責任者（代表取締役社長により任命）に報告します。情報取扱責任者により適時開示が必要と判断された案件について、重要情報の種別により定められた決定機関（経営会議、取締役会、株主総会）による決定後、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

(2) 発生事実

当社の発生事実については、所管部署にて発生事実を認識した時点で情報開示責任部署に報告、所管部署と情報開示責任部署が連携して適時開示要否を一次判断し、情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者により適時開示が必要と判断された案件について、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。また、緊急性の高い案件については、代表取締役社長にも報告し、代表取締役社長より指示を受けることとしております。なお、開示した発生事実は、速やかに経営会議等に報告することとしております。

(3) 決算情報

当社の決算情報については、経理財務部が関係各部署と調整の上、決算情報の開示書類（決算短信等）を作成、決定機関（経営会議、取締役会）による承認後、経理財務部が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。また、業績予想の修正については、経営企画部が部門の予算管理者ならびにグループ各社による業績見通しの報告を受けて起案、決定機関（経営会議、取締役会）による承認後、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

4. 子会社の決定事実、発生事実、決算情報の把握体制について

子会社の決定事実及び発生事実については、重要な決定事項に関する事前協議や発生事実に関する危機管理協定等の子会社管理の仕組みの上で、適時開示に係る重要情報を把握する体制を構築しております。子会社ごとに当社に置く一次担当部署ならびに重要情報の所管部署が情報を収集、情報開示責任部署に必要な情報を集約し、所定の手順に従い、情報開示責任部署が東京証券取引所に適時開示資料を登録し開示します。

